

公共工事の前金払に関する取扱要領

昭和 39 年 6 月 18 日 39 監第 321 号

(最終改正 令和 4 年 10 月 18 日 4 契検第 78 号)

(趣旨)

第 1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)附則第 7 条の規定に基づき公共工事の前金払保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の行なう保証に係る公共工事の代価の前金払をする場合においては、この要領の定めるところにより取扱うものとする。

(範囲)

第 2 前金払のできる範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1) 1 件の請負代金額が 100 万円以上の土木、建築に関する工事でその工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費

(2) 契約価格が 1,000 万円以上で納入に 3 ヶ月以上の期間を要する土木建築の工事の用に供するために発注する機械類(各種機械、車両、船舶、器具及びこれらの部品)の製造に要する経費

(3) 1 件の請負代金額が 50 万円以上の土木、建築に関する工事の設計及び調査(直接工事に関連するもののみに関し、用地取得のための調査等を含む。)でその設計及び調査の材料費、労務費、機械購入費(当該設計及び調査において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(4) 1 件の請負代金額が 50 万円以上の測量でその測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、交通通信費、支払運賃、修繕料及び保証料に相当する額として必要な経費

2 第 2 の(4)の測量については、土地の測量、地図の調整及び測量用写真の撮影であって、次の各号の 1 に該当する請負代金額に限るものとする。

(1) 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)に規定する基本測量、公共測量並びに基本測量及び公共測量以外の測量

(2) 土木建築に係る工事に関する測量(用地取得のための測量を含む。)

(割合)

第 3 前金払のできる割合は次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2の(1)の工事(4)に掲げるものを除く。)については、請負代金額の10分の4以内の額
 - (2) 第2の(2)の製造については、製造契約価格の10分の3以内の額
 - (3) 第2の(3)及び第2の(4)の業務(5)に掲げるものを除く。)については、請負代金額の10分の3以内の額
 - (4) 東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第108号)が適用された市町村の区域(以下、この項において「被災市町村の区域」という。)において施行する第2の(1)の工事(当該工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。)については、請負代金額の10分の5以内の額
 - (5) 被災市町村の区域において施行する第2の(3)及び第2の(4)の業務(当該業務が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。)については、請負代金額の10分の4以内の額
- 2 前金払をした後において、変更等の事由により請負代金額を減額した場合においては、さきに支払った前払金の額をこえない範囲内において前項(1)については変更後の請負代金額に対し10分の5の割合に、同項(3)については変更後の請負代金額に対し10分の4の割合に、同項(4)については変更後の請負代金額に対し10分の6の割合に、同項(5)については変更後の請負代金額に対し10分の5の割合に達するまでは、これを前金払として認めることができる。
- 3 契約締結にあたり発注者は、財政事情等を充分考慮して前金払の割合を定めなければならない。
- (保証証書の寄託及び保管等)
- 第4 発注者が、前払金保証証書(以下「保証証書」という。)の寄託を受ける場合においては、保証証書原本のほか、その写し2通の提出を求め、原本については預り証(別記様式)を発行し発注者が自ら又はその指定する職員に保管させるものとし、保証証書の写し1通は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第9条の支出証拠書類とし、他の写し1通は関係書類に添付するものとする。
- 2 保証証書は、当該工事が完成し、受注者の債務が完済された後に預り証と引換えに当該受注者に返還するものとする。
- 3 第1項の保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 前項の場合、電子証書を印刷した書面を財務規則第9条の支出証拠書類とする。
- (前払金管理及び使途の監査)

第5 支払済の前払金については、その管理及び用途について、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第27条及び前払金保証約款第15条の規定に基づいて保証事業会社をして厳正な監査を行なわせるとともに、次の各号に定める処置をとるものとする。

(1) 発注者は、受注者、保証事業会社又はその指定銀行から要請があつたときは、適宜証明資料を発行し、前払金の不当使用の阻止に努めること。

(2) 前払金の用途が適正でないと認めるときは保証事業会社をして爾後の前払金の払出を中止させること。

(保証金の請求)

第6 保証金の請求をするときは、保証金請求書に当該請負契約解除時の出来形調書、保証証書（変更保証証書を含む。）の原本及びその他参考となるべき書類を添えて保証事業会社に請求の手続きをするものとする。ただし、第4の第3項の規定による場合には、保証証書（変更保証証書を含む。）の原本の提出は要しない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成23年5月18日から適用する。

2 この要領第3の(4)及び(5)については、平成24年3月31日まで適用する。

附 則

1 この要領第3の(4)及び(5)については、平成25年3月31日まで適用する。

附 則

1 この要領第3の(4)及び(5)については、平成26年3月31日まで適用する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要領第3の(4)及び(5)については、平成27年3月31日まで適用する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要領第3第1項第4号及び第5号並びに第3第2項の被災市町村の特例措置については、平成28年3月31日まで適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

(別記様式)

保 証 証 書 預 り 証

第 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

下記のとおり保証証書をお預りします。

記

1 保証契約者

住 所

商 号

氏 名

2 保証契約番号

3 保証会社名 東日本建設業保証株式会社

4 保証期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 保証金額 金 円

6 工事(業務)名

7 箇所名